

三島市監査委員事務局職員の障がい者活躍推進計画

機関名	三島市監査委員事務局
任命権者	三島市代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） ※計画期間内においても、毎年度の取組状況等を点検し、必要に応じて計画の見直しを行う。
障がい者雇用に関する課題	監査委員事務局においては、三島市（市長部局）からの出向職員で構成されており、これまで障がい者に限定したものだけでなく独自の募集・採用を行っていない。職員への研修等を通じて、障がい者雇用の推進に関する理解を図るとともに、障がいのある職員が活躍できるよう体制整備等が必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	静岡労働局が実施する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の講習会への参加や研修等を通じて、職員の障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。 (評価方法) 講習会等の参加者数が1名以上。
2. 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として監査委員事務局次長を選任する。 ○「障がい者活躍推進のための庁内検討委員会」を設置（障がい者活躍推進計画を策定している各任命権者と共同設置）し、障がい者活躍推進計画の取組状況の点検、見直し等を行う。 ○市長部局と共同で障がい者である職員の相談窓口を整備し周知する。また、必要に応じて、産業保健師等とも連携を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、静岡労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい特性・能力等を把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、職員が能力を有効に発揮し活躍できるよう業務の割り振り等を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

	<p>○各年度に策定される「三島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に定められた障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標を、三島市全体として上回るよう努める。</p>
--	---